時事新報

第千四百六十四號
明治十九年十二月廿一日火曜日
舊丙戌十一月廿六日（乙卯）
日出午前七時零七分　日入午後四時四十九分
月出午前二時二十六分　月入午後一時五十七分
滿潮午前一時零八分　午後一時四十四分
（西曆一千八百八十六年）

時事新報定價（明治十九年十月一日改正）
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
一箇年前金六圓
時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一
〇箇月廿六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

自一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

外國人は資本を日本內地に投ず可し

金あるものは志なく文明の事業は目前に堆積するも進んで之れに着手するの勇氣なく五六朱利附の公債證書を懐にして只管無爲を貴ぶは今の日本の資本家の有樣にして今後鐵道敷設を始めとして文明の事業を發起せるに此等の人々を相手にせんとせば迚も至急の間に合はざるが故に止むとなくんば外國人と其資本とを導き入れて內地の事業を起さしむ可しとは我輩が日本國の爲め先に謀りて既に發論せし所なるが今又外國人の爲めに謀るも今より其資本を內地の業に投ぜしむるは甚だ得策なる可しと信ずるなり世人の偏く知る如く條約改正は目下其會議中なれども大体の評議は略ぼ纏まり治外法權を撤去すると同時に外國人の內地雜居を許可するの運びに至るは餘り遠きに非ざる可しと云ふ斯くていよ〳〵內地雜居の日に至らば從來日本に居留したる外國人は申すまでもなく雜居許可の報を聞き日本內地に一仕事を試みんとて〳〵渡來する人々も共に內地に長驅して殖產興業の事に從事し第一着に先鞭を着けて寶庫の鍵を專用せんとするや疑を容れず左れば今外國人の爲めに謀れば不日雜居の許可あるを見込んで今より其資本を內地に注ぎ內地の實業家と力を協せて確實有益なる事業に着手し以て他日經營の地歩を占め置くと最も肝要の事ならん而して其資本を投ずるの事業如何と云へば山に水に將た平地に到る處に資本家の來て着手するを待たざるものなし特に彼の鐵道敷設と日本全國の隅々に至るまでも頗りに其急要を感じて土地の有志家は囂々喋々、百方盡力して之を敷設するの計畫を爲し居るが如くなれども滔々たる天下有錢の人は無志にして經まらざるものは金銀なりけり、左ればにや世上鐵道敷設の急を感ずるもの多しと雖ども今日の實際に於て之を敷設するものは概ね政府のみにして人民の手に成るものは甚だ稀なるもの、如し此時に當り資本なる外國人の目を以て內地の鐵道事業を一覽せらるれば之を敷設して利あるもの甚だ多きとならん、利を見てなさゞるは勇なきものなり、外國人は內地の企業家と相談して或は其資本の幾割を助くるか或は外國の鐵道技師を雇ひ來りて自から其工事を管理するか其邊の協議を整へて政府の許可を得る以上は何も遠慮するとなく颯々と其資本を投ずべきなり斯く云へば人或は之を難じて內地雜居の後は兎も角も今日の處にては外國人が日本內地の不動產を所有し又之を抵當に取る能はざるの制なれば或は內地人の奸策に掛りて鐵道敷設の中頃に何か一場の紛紜を生じたるとて其鐵道を引上ぐるの手段もなく空しく大損を耗す可し杯の掛念もありて容易に其資本を投ぜざる可しと云々と云ふ者あらんかなれども此邊は何も心配に及ばざるなり外國人が內地の不動產を所有するの權なければ當初鐵道敷設の組合を立つるに臨みて內地人と相談の上、萬一事業半途にして間違ひあれば鐵道のレール機關車等を賣却すると云々の權利を約束し置く可し或は此點に關して確實の保護あるやう外國人より特別に日本政府に嘆願して特別の沙汰を仰ぐも可ならん斯くて鐵道敷設に着手し居る其中にも條約改正も其緒に就きて世は內地雜居の春に逢び外國人は青天白日日本內地を橫行して自から其鐵道を管理するとを得べきなり蓋し日本內地にて外國人が資本を投ずべき事業は獨り鐵道敷設のみに非ず日本は勞役の價廉にして氣候は熱からず寒からず海岸處々に石炭山もあり又到る處に細溪小流ありて水力を利用するに誠に自由自在なれば或は濠洲邊の羊毛を輸入して毛布製造所を設立するなどにも最も適當の場所ならん之を要するに日本內地には遺利富源到る處にこれなきはなし外國人にして若し先づ其最も利益あるものを取らんとせば須らく其先鞭を着けざるべからず之を喩へば猶は競馬の如し衆騎相駢んで合圖を待ち號令一發して疾驅すれば第一着に達したるものが最も優等なる褒賞を得べし內地雜居許可の合圖は卽ち競馬の始にして內地の遺利を得ると否とは衆外國人着手の遲速如何に在るなり外國の資本家にして苟も斯かる競馬の列に入らんとするものは號令の未だ發せざる前より腰を据ゑ身構を爲し或は竊かに一二歩駈け拔け居りて先登第一の功を博するの覺悟專一なりと信ずるなり

官報

○軍艦發着　天龍艦は昨十九日仁川に向ひ長崎を出發せり

○日本全國民籍戶口表　該表は此の程內務省總務局戶籍課に於て刊行せしが今該表によるに本年一月一日の調査に係る全國戶數總計は七百七十二万七千六百十戶、同人口總計は三千八百十五万千二百十七人、內男千九百三十万二千六百六十一人、女千八百八十五万九百五十六人、此の人口を族籍によりて區別すれば華族三千四百十九人、士族百九十四万八千二百八十三人、平民三千六百十九万九千五百十五人あり又昨年中出生總數は百二万四千五百七十四人、內男五十二万三千七百六十三人、女五十万八百十一人、同死亡總數は八十八万六千八百二十四人、內男四十五万三千三百六十一人、女四十三万三千四百六十三人あり而して戶數人口及出產死亡等の累年を比較すれば左の如し

戶數	十五年一月一日調	七六一、一七七〇
	十六年一月一日調	七六四、九〇四八
	十七年一月一日調	七六七、二三一三
	十八年一月一日調	七七一、〇二二一
	十九年一月一日調	七七二、七六一〇
人口	十五年一月一日調　男	一八五九、八九九八
	女	一八一〇、一一二〇
	合	三六七〇、〇一一八
	十六年一月一日調　男	一八七五、五二四二
	女	一八二六、二〇二〇
	合	三七〇一、七二六二
	十七年一月一日調　男	一八九五、四七七〇
	女	一八四九、六九九四
	合	三七四五、一七六四
	十八年一月一日調　男	一九一五、七八七七
	女	一八七一、一一一〇
	合	三七八六、八九八七
	十九年一月一日調　男	一九三〇、二六六一
	女	一八八五、〇九五六
	合	三八一五、一二一七

（以下略）　（以上本年十二月二十日官報）

○小笠原島概況（前號の續き）

又島民の服裝は多少歸化の人民より感化せられしものあるか極めて陳腐なる西洋服の如きものを着し徒跣にして帽を戴けり旅店等の業を營むものは僅々一二に過ぎず故に旅客は渡航の際米麥醬油具等を携帶して自炊の勞を執らざるを得ず歸化の人民は在島數十年の久しき自然土着の風習を成し壯年の者多くして往々本邦語に通ずる者あり然れども概ね國語即ち英語にして更に自國人種たるの狀態を存することなく只管に農事漁業等を耕作し又は山海に漁獵し以て糊口に充つるのみ衣服は男女を論ぜず四季共に羅紗毛等の襯衣と狹袴とを着け草帽を戴く婦人は歐裝にして髮を束ね大帽を插み巾を繋る而して男女共に靴を用ひず徒跣能く山河を跋涉す言語は概ね英語を以て普通とす其の稍々文字を解し得る者は甚だ少し食物は玉蜀黍甘蔗魚類鷄豚野菜等を最民の供膳とし或は蝸蠣を醱酒となし之を地中に蓄へ以て終歳の常食とし其の油は燈火及割烹用に供す又島民一般に火酒烟草を好むと甚しとす家屋は皆地中數尺の下より柱を建て棟椽等を組合せ四壁皆棕櫚の葉を以て之を蔽ふ或はサンドウイッチの建築に擬採せりと云ふ屋內は居室寢室の二區とし廚廊は居を異にす卓椅及什具は略々歐米風のものを用るも其の製甚だ粗惡なり器皿等の器具等は概ね鯨獵船に就き野菜鷄豚等を以て交換し得る所のものなり又カノーと呼べる丸木船あり幅凡二尺長一丈乃至二丈許にして片舷に板羽を施しセイルを以て之を漕ぶ樋は大さ杓子の如く馳行頗る快速にして島內の來往及漁獵に運用す每年天長節には島民擧て休業し老幼男女相率ひ島廳に至り安置せる聖上の御影を拜するを常例とす又男女相携へ狂言舞踏を行ひ以て一旅一回の快樂を極む宗教は島民歸佛を信仰するもの各相半ばすと雖も別に神社佛寺の設なし若し死者あるときは鄰村相會して之を埋葬す歸化人は各々其生國の聖教を遵奉す教育は漸次進步すべき景況あり即目下學齡兒童六十名にして就學四十名餘あり殊に歸化人は其子弟を神戶横濱等に遣はし專ら國語を學ばしむるに至る徵兵令は未だ之を施行せず租稅も亦之を徵收せずと雖島會議所を設けたるも目下中絶の景況なり

文祿二年小笠原民部大輔貞賴始めて此の島を撿出して木標を二箇所に建て以て本邦の版圖に屬するを表し且自姓を付して小笠原島と名く其標木に記せる文左の如し

日本國天照皇太神宮地島長源宗康幕下　小笠原民部大輔源貞賴朝臣

日本國天照皇太神宮八島長源將軍幕下小笠原民部大輔源貞賴朝臣

爾後より寬永年間に至る迄時々に往來して其物產を採收せしに其子民部長直多病なるが故に航海すると絶へたり延寶三年幕府島谷某を遣し巡視せしむ享保十二年貞賴曾孫宮內貞任なるもの祖志を繼き自ら請ひて往き漂流して遂に歸らずと云ふ天明寬政の際內地の船往々此の島に漂流し其の後稍々移住せるものあり外國人も亦來住す文久元年更に水野忠德等を遣し居民を撫育し法令を頒布し官衙を設け有司を置き八丈島人民男女卅人を移住せしめ且碑を建て顚末を記せしむ而して國家多事經營未だ終らずして止む明治六年政府大に小笠原島開拓の議を發し同九年內務權少丞小花作助に命じて土民の開墾栽樹捕魚牧羊等の事を勸誘せしめ且全島に係る細大の事務を統理せしむ同十三年更に東京府の管轄に屬せしより官衙を父島に設き東京府小笠原島出張所と稱し東京府小笠原島出張所長を置き同島を以て之に任じ次に南貞助、立木兼善を以て之に任じ行政及び警察事務を執行せしむ又裁判事務は同出張所に於て治安裁判所始審裁判所の職限を以て之を掌理せしむ本年に至り地方官々制に基き東京府島司を置き更に立木兼善を以て之に任じ東京府は從前の出張所を東京府小笠原島廳と改稱せり（完）

（本年十二月十六日、十七日官報）

雜報

○三海岸砲試驗の景況　去る十三日大坂よりの報知に曰く此度大坂砲兵工廠に於て鑄造せし大海岸砲は愈昨十二日を以て泉州大津川に於て試驗を執行せしが當日現場へ臨みたる賓は小澤參謀本部次長野津中將高島中將今井少將及び砲兵局員幷井上の兩大佐鎮臺將校並に建野府知事等凡三百餘名なりしが午前十一時頃先づ十九サンチメートル砲より順次に發射を始め第一空砲第二鐵板を射擊せしに彈丸は鐵板に凡八九分迄射込みたるも全く貫徹するに至らず第三に至り全く貫徹したり第四は破裂彈を發せるに鐵板に的中するや否や物の見事に散亂せり第五は八千メートルの最遠距離にて海中に放射し次に前同樣二十四サンチメートル砲の射擊を爲し午後一時過る頃來賓一同を饗應し宴闌なるに及び砲兵工廠提理牧野大佐は一場の演說を爲したるが今其大要を記さんに抑我國に於て西洋形に法りて斯る巨砲を鑄造したるは今回を以て始となす依て大坂砲兵工廠に於ては是れが準備の爲めに殆ど二ヶ年餘の日月を費したるも今や鑄造の諸機械も完全せしを以て今よりは一ヶ年間に三十六門の海岸砲を鑄造するとを得べく又晝夜兼て鑄造するときは七十二門の大砲を製造するとを得可し斯る盛運に至りしは全く雇教師伊太利人ガリロ氏の勉强に依るものなり云々と述べたるが其より再び二十八サンチメートル砲の發射に取掛り六千六百五十メートルの距離を以て大嶋郡滿寺の濱に在る標的に向て發射したるに彈丸は標的より少しく左の海面に落ちたり次に廿四サンチメートル砲を發したるに彈丸は鐵板

を全く貫徹せざ
悉く鐵板を貫徹
るが爲めなりと
い何れも觀音崎
び試驗を執行す

○南洋巡航紀
新西蘭日誌　五月
ナップ氏の植物園
果物と採り牛乳を
と贈與されたり歸
び汽車に搭じて上
十四日　午前上
トン府に到る上
く峻しく遂に海
るには屈曲線軌道
軌道に類似せし此
國人はシベリヤと
本にては黃梅新綠
ば其時季我が十一
を覺へざり、此山
と降り未だ一里餘
北端に當る彌拒數
稱す此の平原は近
水の漸次乾涸して
其成立の狀は我が
原と一も異なる處
すれば其構造遙
なりとす此邊の風
にして山岳は悉く
視したる事も無き
其間にカヰヤと稱
となし敢て射殺す
國にて夢寐だも見
府に着しクラップ
凡そ六千許、ウエ
內地官道の中心に
發後テチリチリの
集會場は土人等の
なり、構造は純粹の
以て葺き處々木柱
說、陰莖、剝木舟、
は帽を脫して堂內
凡そ白骨數計りに
人物、鮫魚、ファイア
に酋長某の肖像と
る折しも文身割齒
と連呼して予が前
るものあり、接指
々するものなり、
洋人風にて握手し
來りたるものある
れあるを知らず、
ラバラ每日新聞記
鮭魚育種場、博物
聖齋、太傳第十三
又我國の除戶に粘
以て此地人民の日
歸り未だ幾何もあ
は乃ちあるに接し
吾儕の父老は生來
因て今夜土人等相
催ふし以て足下を
ん事と希望すと云
り到らん事と訂約
車と驅り再び其集
名許とも相集り予
たり三々五々群を
當てシャホと晉
止む、終りて土人
唆せん事を求めた
か爲め「君が代は
く晋のむすまで」
既よドット吹出